

兵高教組
確定速報 6号
 2011年11月15日 調査情報21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

県教委 具体的回答せず、課題を列挙



第2回賃金確定交渉(11/10)

第2回賃金確定交渉では、県教委から具体的な回答はありませんでしたが、兵庫県の財政状況が「極めて厳しい」と強調し、給料表の引き下げ・年額調整・現給保障の廃止など、賃金引き下げにつながるものを課題として列挙しました。

企業に補助金を出しても儲けが済んだら撤退？
 永井副委員長は、「パナソニックへの補助金計画218億円のうち90億円が支払い済みだが、尼崎の工場では生産中止などの予定だ。なんら県民の生活を改善することにつながらないムダ遣いをしていて『財政状況が厳しい』などとは言えないだろう」と、当局の姿勢を追及しました。

「行革」カットは中止を
 福住書記長は、「人件費に係る国の財政措置がカットされていないのに、5%カットしてきた。国からの財政措置が減額されたからといって新たな賃金カットをするのは理屈に合わない。まず『行革』カットを中止せよ」と強く要求しました。

技能労務職の狙い打ちは許さない
 従組の渡邊書記長は、「技能労務職の賃金は、総務省の攻撃による給料表改悪・給与構造改革・県『行革』と三重の削減。教育環境整備に誇りと喜び

を持ち、兵庫の教育を縁の下から支えている技能労務職員を狙い打ちする賃金カットをこれ以上行なう」と強く訴えました。

障害児教育を大事にせよ
 障教組の佐和書記長は、「障害児学校では約3割が臨時教員、小中学校では考えられない。改善すると回答したのに増え続けるとは一体どういうことか。熱意を持ち、仕事も申し分ない職員がなぜ臨時でなければならないのか。また、大きな戦力である介助員は月額14万3千円で固定されている。正規化せよ。学校は足りず、教室もなくとりあえず対応しているだけ。教育の質が切り下げられ、軽視されている」と、障害児教育の改善を迫りました。

評価育成システムは廃止を
 「評価育成システム」について誤った対応をする校長がいることについても追及し、本格実施しないよう迫りました。(次長再回答参照)

次長回答 課題と認識している事項

給料表
 (国に準じて引き下げた)人事委員会の勧告を基本に検討を進めている
 調整措置(引下げ改定分の4月遡及)
 人事委員会の報告を踏まえ検討していく必要がある
 経過措置(現給保障)の廃止
 2013年度からの定年の段階的な引き上げを見据えると、高齢層職員の給与水準の是正を図るため現給保障の取扱いが重要な事項と認識、人事委員会の報告の趣旨を踏まえ検討の必要がある
 自宅に係る住居手当
 他府県の実況、人事委員会の報告の趣旨を踏まえ取扱いについて検討を進めていく必要がある
 勤勉手当の成績率・期間率
 引き続き検討を要する課題と考えている
 勤務実績の給与への反映
 勤務実績等に応じて支給される勤勉手当本来の趣旨に応じた取組が求められている。来年度の取扱いは国の取扱いを踏まえ検討の必要がある
 国家公務員の給与減額(給与臨時特例法案が実施されれば)に伴う地方財政への影響

今後地方財政計画や地方交付税、義務教育国庫負担金がどのように取り扱われるのか、また国との給与比較という点でどのような影響が生じてくるのかを懸念、引き続き国の動向を注視していく
 給与の行革措置
 本県の財政状況は依然として厳しく、予断を許さない状況、加えて東日本大震災の影響もあり、今後の経済情勢や国の政策動向は極めて不透明。この問題を取り巻く環境は極めて厳しい

次長再回答
 臨時講師
 これ以上増やさない思いで来年度1200名を超える大量採用をする。特支は90名採用するが、我々の想定以上に(対象児童生徒が)増えており教員が追いつかずご迷惑をおかけしている
 評価育成システム
 校長が、Cが標準と言ったり、何も言わずにCを付けるなどちょっと乱暴な状況があるという意見もあり、もう少し現在の状況について検討研究を進めたい

時間講師賃金は正分、1月10日に支給

今年度4月より、時間講師の賃金が誤って引き下げられていましたが、11月2日付で「是正通知」が出されました。(時間講師50分2650円 2780円、他の非常勤職員もこれに準じて是正されるものあり)
 教育次長、ていねいな対応を約束
 第1回確定交渉(11/4)において大久保教育次長はこのことについて「講師の方々にご迷惑をおかけしたことは十分認識しており、校長を通じて一人一人ていねいに説明していく」と言明しました。
 4月に遡っての不足額の支給は1月10日
 改定年月日は2011年4月1日です。これまで支給

された賃金の不足分は、1月10日に支給されます。高教組は年内支給を要求していましたが、年末は事務繁忙期にあたり事務の負担が大きい・年末で支給すると年間収入を最後で大きく変化させ、困る人も出てくる等の理由で1月支給とした、と県教委は説明しています。
 新賃金での支給は12月からが基本
 基本的には、12月の支給分(11月実施分)から、是正された単価での賃金支払いとなりますが、一部、11月の支給分からは是正される職場もあります。
 不明な点は事務室によく確かめてください。